

ヘルパーステーション九重
指定訪問介護・介護予防訪問サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人慈悲庵(以下「事業者」という。)が運営するヘルパーステーション九重(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護及び介護予防訪問サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態等にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定訪問介護及び介護予防訪問サービス(以下「指定訪問介護等」という。)を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

- 第2条 要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 指定訪問介護の提供に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 - 3 前項のほか、「新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」(平成27年新潟県条例第22号)その他の関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(介護予防訪問サービスの運営の方針)

- 第3条 要支援者及び事業対象者(以下「要支援者等」という。)の心身機能の改善、環境調整等を通じて、要支援者等の自立を支援し、生活の向上に資するサービスの提供を行い、要支援者等の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、要支援者等の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- 2 介護予防訪問サービスを実施するに当たり、要支援者等の心身の状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成し、個別計画の実施状況の把握及びその結果を指定介護予防支援事業者(地域包括支援センター)へ報告することとする。
 - 3 介護予防訪問サービスの実施に当たっては、要支援者等の心身の機能、環境状況等を把握し、地域包括支援センター(指定介護予防支援事業者)、医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者等ができることは要支援者等が行うことを基本としたサービス提供に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ヘルパーステーション九重

2 所在地 浜松市東区半田山5丁目16番13号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 この事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者は1人とし、事業所における訪問介護員等、その他の従業者の管理、指定訪問介護等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定訪問介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- 2 サービス提供責任者は1人以上とし、指定訪問介護等の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 3 訪問介護員等は常勤換算で2.5以上とし、指定訪問介護等の提供を行う。なお、訪問介護員等は、介護福祉士及び介護職員初任者研修課程修了者とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- 1 営業日は月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 電話等により、24時間連絡が可能な体制を整えるものとする。

(指定訪問介護等の内容)

第7条 指定訪問介護の内容は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告第19号）」（以下「算定基準」という。）その他の関係法令等に規定する内容とし、具体的には以下のとおりである。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 介護予防訪問サービスの内容は、「浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱（以下「総合事業実施要綱」という。）に規定する内容とし、具体的には以下のとおりである。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

(利用料その他の費用の額)

第8条 利用料は、算定基準及び総合事業実施要綱に定めた基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。

2 キャンセル料

キャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。

- | | |
|------------------------------|--------|
| (1) 利用日の朝8時30分までに連絡を頂いた場合 | 無料 |
| (2) 利用日の朝8時30分までに連絡を頂かなかった場合 | 1,300円 |
| (3) 訪問時に不在であった場合 | 1,300円 |

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は浜松市中区、北区、東区、浜北区とする。

(事業提供に当たっての留意事項)

第10条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定訪問介護等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容(認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等)を確認する。
- 3 指定訪問介護等の提供を行う訪問介護員等は、当該介護の提供において常に社会人としての見識ある行動をし、従業者としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示する。

(緊急時の対応等)

第11条 訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医及び管理者に連絡する。

- 2 報告を受けた管理者は、訪問介護員等と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をしなければならない

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する指定訪問介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条

1. 事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。
2. 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行うと共に、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
3. 災害の発生時には、事業継続計画に基づいた対応を行う。

(苦情処理等)

第14条 事業者は、提供した指定訪問介護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

（虐待の防止）

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発の防止のため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

（身体的拘束等の適正化）

第16条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを講じるものとする。

（衛生管理）

第17条 事業所は、感染症の発生及びまん延防止のため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

（秘密保持）

第18条 訪問介護員等は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、訪問介護員等の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかななければならない。

（従業者の研修）

第19条 事業者は、全ての訪問介護員等に対し、従業者の資質向上のため、以下のとおり研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用1後ヶ月以内に実施
- (2) 継続研修 年に5回以上実施

（記録の整備）

第20条 事業者は、利用者に対する指定訪問介護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 訪問介護計画及び介護予防訪問サービス計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録

- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、運営規定の概要等の重要事項等について、書面掲示に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、必要な情報をウェブサイトに掲載、公表をする。

附 則

この運営規程は平成12年4月1日から施行する。

この運営規程は平成15年4月1日から改正施行する。

この運営規程は平成17年4月1日から改正施行する。

この運営規程は平成18年4月1日から改正施行する。

この運営規程は平成19年10月1日から改正施行する。

この運営規程は平成20年8月16日から改正施行する。

この運営規程は平成21年5月1日から改正施行する。

この運営規程は平成21年10月1日より改正施行する。

この運営規程は平成23年8月5日より改正施行する。

この運営規程は平成24年4月1日より改正施行する。

この運営規程は令和3年4月1日から改正施行する。

この運営規程は令和4年4月1日から改正施行する。

この運営規程は令和6年4月1日から改正施行する。